

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、ホームページ「共助ネットかがわ」(<http://www.kyoujyo-net-kagawa.jp/>)に掲示し、平成19年3月12日まで縦覧に供する。

平成19年1月23日

香川県知事 真鍋武紀

1 申請のあった年月日

平成19年1月12日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人暮らしのパソコン倶楽部

山下倫奈

高松市木太町3355番地10

3 定款に記載された目的

この法人は、中高年、初心者を中心として、広く不特定かつ多数のものに対して、コンピューターへの教育、及びその活用への支援に関する事業を行い、生涯教育の一環としてのコンピューターの普及、活用に向けた指導、支援活動に寄与することを目的とする。